

# 住宅購入を検討している方にお知らせ

～新たに住宅を取得された方に補助金を交付します。～

## 定住促進補助金について

### ・対象者

次のすべてを満たす者とする。

- (1) 転居又は転入により新たに専用住宅、併用住宅又は区分所有建物を取得すること。
- (2) 平成27年4月1日から平成32年3月31日までに住宅を取得し、取得から1年以内に入居し、かつその住宅に5年以上定住することを誓約した者であること。
- (3) 住宅を取得した時点で50歳以下であること。
- (4) 入居する世帯員が2名以上であること。
- (5) 取得した住宅が共有名義であるときは、その代表者であること。
- (6) 世帯員に町税等の滞納がないこと。また、転入者は前住所地の市区町村税等の滞納がないこと。

### ・対象住宅

平成27年4月1日から平成32年3月31日までに取得した、新築住宅又は中古住宅とし(ただし、建て替えにより取得した住宅は除く。)、取得した住宅が建築基準法及び都市計画法の規定に適合していること。

### ・対象地域

野木町内全域とする。

### ・交付額

新築住宅の取得にあっては**15万円**、中古住宅の取得にあっては**10万円**とする。

### ・交付回数

交付を受ける同一世帯に対して1回限りとする。

### ・補助金の申請 (※は野木町ホームページからダウンロードできます。)

住宅を取得してから1年以内に補助金交付申請書\*及び次の書類を提出してください。

- (1) 世帯全員が記載されている住民票謄本
- (2) 定住誓約書\*
- (3) 建物登記簿の全部事項証明書の写し
- (4) 建物の間取図及び住宅までの案内図
- (5) その他町長が必要と認める書類

町外からの転入者については、  
直近の住所地での納税証明書



### ・交付決定の取消し

住宅を取得してから5年以内に転居又は転出したとき。

住宅を取得してから5年以内に第三者へ譲渡したとき又は町税等を滞納したとき。

【お問い合わせ先】

未来開発課移住定住係(本館2階) TEL:0280-57-4178